

保育者養成課程における女子学生の食の安全に関する研究

— 食品表示の利用実態 —

地域保育学科 教授 橋本 洋子

**A study on food safety
of female college students in a Childcare Course.**

— Survey on usage of Food Labeling —

Yoko Hashimoto.

キーワード: 食品表示法、栄養成分表示、アレルギー表示、食の安全、女子学生

**key words : food labeling act, food labeling, allergy information, food safety,
female college student,**

要約: 食に関する知識の中でも、食品を購入する際に目にする「食品表示」に関する知識をもつことは特に重要である。日本では、食品を販売する際に、栄養情報等を食品表示基準(食品表示法)によって義務、または任意として表示し、食品の分類によって記載するマークや表示内容も異なる。しかし、食品の分類や表示に関する法は国民に浸透しておらず、健康食品等の摂取による健康被害も報告されている。保育者養成課程の女子学生を対象に、食品表示基準および食品を購入する際に気にかける項目について実態を調査した結果、栄養表示に関する理解は不十分であり、健康被害や食品トラブル回避のための正しい知識の普及が必要であることが示唆された。

Abstract : The knowledge of Food Labeling is necessary for choosing a food. In Japan, food labeling shows nutrition information such as ingredient by law, and is classified by food variation. However, most of Japanese do not have sufficient knowledge about rules of food labeling, health hazard by taking healthy food is reported. The result of the understanding and usage of food labeling is not so enough for female college students in a Childcare Course, therefore it is suggested to have the knowledge for prevent from health hazard and problems.

I. 諸言

飽食の日本となり、私たちの健康を左右する「食」環境は大きく変化している。現在では海外からの輸入食品をはじめ、いつでも、好きなものを、好きなだけ食べることができる。流通も発達し、冷蔵および冷凍食品が日本各地から、海外からも運ばれている。しかし、農薬残留、腸管出血性大腸炎 O157 などの食中毒と、食の安全に関する問題はいつも身近にあり、国民の食を守るための法が整備されてきた。日本では厚生省が 1947(昭和 22)年に食品衛生法を制定したのが始まりである。1950(昭和 25)年には JAS 法(農林省、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)の制定とともに JAS マークの利用が始まった¹⁾。それ以降は栄養改善法(厚生省、1952年)、薬事法(厚生省、1960年)が施行され、1986年には JHFA(認定健康食品、日本健康栄養食品協会)マークの運用が開始している。

2001(平成 13)年に発生した BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy: 牛海綿状脳症)問題、鳥インフルエンザ等による食肉の規制、さらに食品表示の偽装などにより消費者の信頼は低下した。食品表示は食品衛生法、JAS 法、健康増進法の 3 法によって定められ²⁾、食品に関わる事業所等の活用が主目的であり、食品表示が義務付けされる項目、任意に表示する項目等、消費者には分かりづらいという課題があった。さらに、食品衛生法は「公衆衛生の観点」から、JAS 法は「食品の品質の観点」からと立場も異なっていた^{3) 4) 5)}。2002(平成 14)年から厚生労働省と農林水産省とが検討委員会を開催し、2003(平成 15)年 5 月食品衛生法に改正され、同年 7 月に食品安全基本法が施行されている。2009(平成 21)年には消費者庁が設置され、2013(平成 25)年 6 月の国会成立を経て、食品衛生法および JAS 法の表示基準が一元化された「食品表示法」は 2015(平成 27)年 4 月から施行され、消費者の利用を考慮したものに改訂された⁶⁾。

食品表示・栄養成分表示は、食品購入時の食品選択において重要なものであり、栄養素等栄養成分の表示、添加物の表示、消費・賞味期限の表示、そしてアレルギー表示がある。また健康食品の利用増加に伴い、特定機能食品やサプリメントについては利用に関する注意表示も重要である。坂本らの栄養成分表示・栄養教育検討委員会報告書(2001)⁷⁾によると、栄養成分表示を知っている男性は約 62%、女性は約 82%と認知度は高いが、いつも利用するのは男性約 9%、女性約 16%と利用率は低かった。栄養成分表示の活用目的は、健康上の理由や食事に配慮が必要な場合が多く、若い世代より高齢層が健康維持のために活用している。芝木・尾越⁸⁾の大学生を対象とした研究では、食品表示を「信頼している」「概ね信頼している」学生は約 85%であり、生鮮食品の購入時に基準とする項目は「価格」、「製造年月日・賞味期限・消費期限」や「内容量」などであった。しかし消費期限と賞味期限の違いをはじめ食品表示に関する正しい知識をもたず、知ったつमोरの傾向がみられている。

日本人のアレルギー疾患の患者数は喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎もいずれも増加傾向にあり、食物アレルギーの有病率は乳幼児が5～10%、学童期が1～2%と考えられている。⁹⁾近年は食物アレルギーをもつ人の割合が増加し、安全に食を営むためには「食品表示」は不可欠といえる。アレルギー疾患対策基本法(2015年)も施行され、特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康被害を防止するため、特定原材料(表示義務7品目、推奨20品目)の記載、個別表示(原料ごとに表示する)の原則化、例えば、「たまご」と表示することで「卵を含む」と省略できる代替表記も定められている。

これらの行政の取り組みを有効に活用するためには、消費者一人ひとりが食品表示に関する正しい知識をもち、食への意識を高めることが求められる。栄養教諭制度、食育基本法(2005)によって子どもを取り巻く食環境は改善の兆しもみえるが、国民健康・栄養調査によると、朝食欠食は乳幼児および思春期の男子において増加し¹⁰⁾、男女とも20歳代の朝食欠食率が高く、男性30.6%女性23.6%¹¹⁾であった。健康な生活を営むために必要な栄養の知識、食を選択する力、「生きる力」は幼少期からの食教育で培われるが、女子大生を対象とした調査では栄養の基礎知識の不足を警鐘している¹²⁾。保育者は、子どもの命を守り、子どもと保護者へ適切な食教育・食指導をおこなう責任がある。そして、子どもの発育・発達に必要な栄養バランスに関する知識、および、食物をはじめとするアレルギーの発症を予防するための食の安全に関する知識をもつことは保育者にとって必要なことである。そこで、本研究は、保育者を目指す女子学生を対象に、食品購入時の食品表示の利用実態と食の安全に関する課題を明らかにすることを目的として質問紙調査を実施した。

II. 対象と方法

1. 対象者および調査方法

本研究の対象者は秋草学園短期大学地域保育学科の女子学生1～3年生とし、2017(平成29)年7月～9月に無記名式自記式質問紙調査を実施した。1年生は「子どもの食と栄養」授業内にて、2年生は「子どものための食育実習」にて、3年生は「家庭支援論」の授業時間前に担当教員の承諾を得て実施した。いずれの場合もアンケート用紙を配付する前に、対象者に対し、調査の目的と趣旨、回答方法、調査への協力は任意で自由意思によって行うものであること、調査の回答提出をもって同意を得たものとする、同意しない場合も不利益は生じないこと、無記名式であることを口頭で十分に説明し、了解を得た後に実施した。該当授業に出席した157人から回答を得られ、回収率は100%であった。倫理的配慮として、本研究のみに使用し個人の結果は外部にもれる心配はないこと、個人の特定はできないことを加えた。

2. 調査内容

対象者の性別および年代、食品表示（ラベル）についての知識、食品購入時の食品表示の利用状況について、全 22 問および自由記述 1 問からなる自記式質問紙を用いた。加工食品等には食品表示基準（栄養成分表示）が記載されていることを知っているか（質問 1）、加工食品や添加物への栄養成分表示には決まりがあることを知っているか（質問 2）、については「はい」または「いいえ」のいずれかの回答を求めた。栄養表示（質問 3）および食品区分（質問 4）で知っている項目を選択してもらった。食品を購入する際に食品ラベル（栄養成分表示）を確認するか（質問 5）では、「確認する」または「たまに確認する」と回答した人に確認する項目を 4 つから選択、「確認しない」と回答した人にはその理由をたずねた（Figure 1）。食品に表示されている主たる 6 種類のマークを知っているか（質問 6、Figure 2）、食品購入時に食品表示の強調文字を利用するか（質問 7）たずねた。最後に、食品を購入する際に困ったこと、知りたいこと等を自由に記述してもらった。

Q5 食品を（菓子類なども含む）を購入する際に、食品ラベル（栄養成分表示）を確認しますか。いずれかを○で囲んでください。

【 確認する ・ たまにする ・ 確認しない 】

← 質問 A へ ← 質問 A へ ← 質問 B へ

A 「確認する」「たまにする」と答えた方におたずねします。

確認する項目の【 】に表示に✓をいれて下さい。（複数回答可）

【 】① カロリー（熱量）、脂肪・たんぱく質・塩分量などの栄養素
 【 】② カロリーゼロ、1日分の必要量〇〇、甘さ控えめ、などの協調文字
 【 】③ 特定の栄養素（ビタミンC、コラーゲンなど）
 【 】④ その他 具体的に《 》

B 「確認しない」と答えた方におたずねします。

確認しない理由をお聞かせください。

【 】① カロリーなど栄養は気にしていない、興味がない
 【 】② 見てもわからない
 【 】③ その他 具体的に《 》

Figure 1 食品を購入する際に食品ラベルを確認するか(質問5)



Figure 2 食品表示マーク(質問6)

3. 解析方法

欠損値については項目ごとに除外した。データの解析には SPSS Statistics 18 for Windows (日本アイ・ビー・エム株式会社) を用い、有意水準は5%とした。

III. 結果

1. 対象者について

対象者 157 人は全員女性であり、10代 61 人 (38.9%)、20代 96 人 (61.1%) であった。このうち回答に不備のなかった 156 人を解析対象とし、有効回答率は 99.4% であった。

2. 食品表示基準 (食品表示法)

1) 加工食品や添加物の食品表示 (栄養成分表示)

加工食品等には食品表示 (栄養成分表示) が記載されていること知っているか、をたずねたところ、「知っている」は 139 人 (89.1%)、「知らない」は 17 人 (10.9%) であった。栄養成分表示に決まりがあることを「知っている」「知らない」と回答した人はそれぞれ 78 人 (50.0%) と半数ずつであった。年代別の結果を Table 1 に示した。

Table 1 加工食品等の食品表示基準 (栄養成分表示) の記載について

| 質問紙調査の項目 | n(%) | | |
|--------------------------------------|------------|-----------|-----------|
| | 全体 n=156 | 10代 n=61 | 20代 n=95 |
| 質問1. 加工食品等には食品表示基準 (栄養成分表示) が記載されている | | | |
| 知っている | 139 (98.1) | 56 (91.8) | 83 (87.4) |
| 知らない | 17 (10.9) | 5 (8.2) | 12 (12.6) |
| 質問2. 加工食品や添加物への栄養成分表示には決まりがある | | | |
| 知っている | 78 (50.0) | 26 (42.6) | 52 (54.7) |
| 知らない | 78 (50.0) | 35 (57.4) | 43 (45.3) |

2) 栄養表示の内容

栄養成分表示、食品区分および食品表示マークについて結果を Table 2 に示した。栄養成分表示 7 項目のうち知っている項目をたずねたところ、①「食品 100 g 当たりまたは 1 食分の熱量 (カロリー) が表示されている」が最も多く 134 人 (85.9%)、③「食品 100 g 当たり 5kcal 未満は 0 カロリー・ノンカロリーと表示できる」は 87 人 (55.8%)、⑤「表示が義務付けられているのは 5 項目 (カロリー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム

(食塩相当量)) である」は74人 (47.7%) と約半数であった。

食品区分4項目、①機能性表示食品 (疾病に罹患していない、病気にかかっていない者に対して健康の維持増進が期待できる食品)、②栄養機能食品 (ビタミンやミネラルなどの栄養成分の補給のために利用される食品)、③特定保健用食品 (健康増進法で定められている保健目的で摂取することで効果が期待できる食品)、④特別用途食品 (乳児用調製粉乳や病者用食などの特別な用途を目的とした食品) については、約70%の学生が②栄養機能食品について知っていたが、その他の認知度は高くなかった (Table 2)。

食品表示マーク6項目 (Figure 2) についてたずねたところ、①の通称「トクホ」マークおよびJASマークは殆どの学生が知っていたがそれ以外のマークは知らない学生が多かった (Table 2)。

Table 2 食品表示に関する知識

| | n(%) |
|--|-------------|
| 質問紙調査の項目 (n=156) | 回答数 |
| 栄養成分表示 | |
| ① 食品 100 g 当たり、または 1 食分の熱量 (カロリー) が表示されている | 134 (85.9%) |
| ② 栄養成分を記載する順番が決められている | 52 (33.3%) |
| ③ 食品 100 g 当たり 5kcal 未満は 0 カロリー・ノンカロリーと表示できる | 87 (55.8%) |
| ④ 栄養強調表示のルールがある | 38 (24.4%) |
| ⑤ 表示が義務付けられているのは 5 項目 (カロリー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム (食塩相当量)) である | 75 (48.1%) |
| ⑥ 表示が義務付けられているのは、販売される食品の容器包装のみである | 31 (19.9%) |
| ⑦ 表示は、原則 8 ポイント以上の大きさと記載する | 7 (4.5%) |
| 食品区分 | |
| ① 機能性表示食品 | 53 (34.0%) |
| ② 栄養機能食品 | 104 (66.7%) |
| ③ 特定保健用食品 | 88 (56.4%) |
| ④ 特別用途食品 | 45 (28.8%) |
| 食品表示マーク | |
| ① 特定保健用食品マーク : | 150 (96.2%) |
| ② J A S マーク | 129 (82.7%) |
| ③ 特別用途食品マーク | 5 (3.2%) |
| ④ J H F A マーク | 40 (25.6%) |
| ⑤ 条件付き特定保健用食品マーク | 37 (23.7%) |
| ⑥ 有機 J A S マーク | 41 (26.3%) |

3. 食品表示ラベル（栄養成分表示）の利用

1) 購入時に食品表示ラベルを確認するか

食品を購入する際に食品表示ラベル（栄養成分表示）を「確認する」と回答したのは30人（19.2%）、「ときどき確認する」は87人（55.8%）、「確認しない」は36人（23.1%）であった。食品表示ラベルを「確認する」および「ときどき確認する」と回答した117人のうち、確認する項目は①カロリー（熱量）、脂肪・たんぱく質・塩分量などの栄養素がもっと多く109人（93.2%）、②カロリーゼロ、1日分の必要量〇〇、甘さ控えめ、などの強調文字は64人（54.7%）、③特定の栄養素（ビタミンC、コラーゲンなど）は37人（31.6%）であった。④その他は8人（6.8%）で、含まれているアレルゲンの種類、甘味料、添加物名があげられた。購入時に食品表示ラベルを「確認する」と回答した30人のうち①～③の3項目を全てまたは2項目を確認する習慣を持っている学生はそれぞれ12人であった。

食品表示ラベルを「確認しない」と回答した36人にその理由をたずねたところ、カロリーなど栄養は気にしていない、興味がないと回答したのが18人（50.0%）と最も多く、見てもわからない12人（33.3%）、その他6人（16.6%）であった。その他の回答は、栄養面より量を重視している、いつも無意識で購入する、などであった。食品ラベルの確認習慣の有無と、知っている食品表示マークの数とでは関連性は認められなかったが、「確認する」学生は食品表示マークを多く知っていた。

2) 購入時に強調文字を参考にするか

食品を購入する際に、カロリーオフ、塩分カット、甘さひかえめ、1日の必要量を摂取できる、等の強調文字を参考にするかたずねたところ、「はい（いつも）」は20人（12.8%）、「ときどき」は109人（70.0%）、「参考にしない」は24人（15.4%）であった。食品を購入する際に食品ラベルの「強調文字を確認する」と回答した64人のうち、「強調文字を参考に選ぶか」の質問に「はい」または「ときどき」と回答したのは35人であった。

3) 食品ラベルについて知っている項目数

食品ラベルの栄養成分表示7項目、食品区分4項目、食品マーク6項目のうち知っている項目数を **Table 3** に、食品を購入する際に食品ラベルを「確認する」「ときどき確認する」「確認しない」3群別の回答数結果を **Table 4** に示した。栄養表示7項目では、「確認する」と「ときどき確認する」において、また食品区分4項目では「確認する」と「確認しない」とで有意差がみられた。

Table 3 知っていると回答した項目数

| 内容 | 項目数 n (%) | | | | | | | |
|--------------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------|--------|--------|
| | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 栄養表示 7項目 | — | 9(5.8) | 46(29.5) | 59(37.8) | 30(19.2) | 5(3.2) | 6(3.8) | 1(0.6) |
| 食品区分 4項目 | 27(17.3) | 34(21.8) | 45(28.8) | 34(21.8) | 16(10.3) | — | — | — |
| 食品マーク 6項目 | 5(3.2) | 14(9.0) | 62(39.7) | 41(26.3) | 30(19.2) | 3(1.9) | 1(0.6) | — |

Table 4 3群別知っている項目数

| | n (%) | 栄養表示7項目 | 食品区分4項目 | 食品マーク6項目 |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | | M ± S D | M ± S D | M ± S D |
| 食品購入時に食品ラベルを確認するか | | | | |
| 全体 | 153 (100.0) | 2.97 ± 1.135 | 1.86 ± 1.227 | 2.55 ± 1.063 |
| 確認する | 30 (19.6) | 3.60 ± 1.037 | 2.40 ± 1.163 | 2.60 ± 0.894 |
| ときどき確認する | 87 (56.9) | 2.76 ± 1.141 | 1.84 ± 1.256 | 2.61 ± 1.135 |
| 確認しない | 36 (23.5) | 2.97 ± 1.028 | 1.44 ± 1.054 | 2.36 ± 1.018 |

** p < 0.01

IV. 考察

清原¹³⁾は食品の安全問題について、国の一方的な法令等は食の安全性の確保および国民の信頼を得られないと警鐘を鳴らしていた。また、渋谷¹⁴⁾は日本の食品表示制度統一を阻害している要因として、農林物資規格法改正 JAS 法に関連する省庁の規制権限を問題視していた。2007(平成19)年の国会では「国民の安全・安心を重視する政治」および「正しい食品表示の徹底」を福田元総理大臣が明言したことにより、生活安全プロジェクトが立ちあげられ、食品表示の一元化までこぎつけた。

食品表示法の改正により、消費者は栄養成分、原材料、消費・賞味期限など様々な情報をより分かりやすく得て食品を購入できるようになった。以前は100gあたりの熱量(カロリー)や栄養素量が記載されているため、重量の軽いスナック菓子類は1袋食べるとどのくらいのエネルギーを摂取できるか分かりづらい課題もあったが、製品1袋(1食)当

たりの栄養成分が表示されるようになった。坂本ら⁷⁾は、栄養成分表示は「摂取量の目安にはなる」と肯定的な意見がある一方で、「自分に必要な量や充足しているかが不明」という課題を示唆しており、1日の望ましい摂取量に占める割合の表示を求める意見もある。

新しい食品表示法には、大きく分けて①消費期限および賞味期限、保存方法、添加物、アレルギーや遺伝子組み換えなどの「安全」、②原材料、原産地、有機食品などの「品質」、そして③栄養成分や特別用途食品などの「健康」に関する3つの目的があり、従来は①は食品衛生法（厚生労働省）、②はJAS法（農林水産省）、③は健康増進法の3法律によって規制されていた。栄養成分として表示が義務化されたのは、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、そしてナトリウムであり、その他の飽和脂肪酸、食物繊維、ビタミンなどは任意となっている。健康に関心が高まる中、食品の品質や特徴をわかりやすく示すマークも表示されているが、それらの名称および特徴は適切に利用されているだろうか。特定保健用食品（通称トクホ：Figure 2の①）は特定の保健用途に役立つことが科学的に証明されている食品であるが、その文言や誇大表示で購買を誘導する可能性も指摘され、栄養強調表示に関するルールも定められた。

矢野¹⁵⁾が大学生を対象に実施した研究では、購入時に見ているのは価格（99.1%）、消費期限・賞味期限（90.9%）、強調表示（66.4%）、栄養表示（51.3%）、アレルギー表示（29.6%）であり、JASマークなどの認証マークは11.7%と低かった。食品表示は主に購入時に活用されており、食品の保存や調理方法、廃棄の期限についての活用を教育する必要性を示唆している。

平成30年度食品表示に関する消費者意向調査（消費者庁）¹⁶⁾では、消費期限・賞味期限を、いつも・ときどき参考にしているが83.3%、食品に栄養成分表示が記載されていることを知っているが72.4%、購入時に栄養成分表示を参考にしているが64.6%であった。購入時に栄養成分表示を参考にする人では、摂取する熱量や成分を知るため（51.9%）、必要な栄養素をバランスよく摂取するため（40.5%）、体重管理のため（28.4%）、生活習慣病予防のため（27.5%）を理由にあげている。若年女性が確認する理由としては、熱量や成分（10代57.9%、20代58.9%）、体重管理（10代51.2%、20代41.8%）が多い。栄養成分をいつも・ときどき確認するのは10代62.4%、20代66.5%であり、脂質と炭水化物があげられ、若年女性の瘦身志向との関連性が懸念される。食品表示への課題として「文字が小さくて見にくい」「表示項目が多すぎる」「表示されていない食品がある」があり、約4割は「情報量を絞り文字を大きくしてほしい」と回答している。

保育者を目指す女子大生を対象に実施した食品表示に関する本調査では、約90%の学生は食品には栄養表示があることを知っているが、表示内容にルールがあることを知っているのは約半数であった。また、約半数の学生が食品購入時に栄養表示の中ではカロリー、塩分量や栄養素等を気にする一方で、約20%の学生しか食品表示を確認する習慣を持っていないことが明らかとなった。食品に表示されている機能性表示食品などの食品区分やマ

ークについても認知度は高くはなく、これは製造・販売会社の提供する情報を鵜呑みにしていることになる。また、食品表示ラベルを確認しない学生の約半数は「興味がない」と回答しており、食への無関心さも示唆された。ギリシアで実施されたスーパーマーケット利用者を対象とした対面調査では、栄養に関する知識は栄養表示の利用頻度および表示内容の活用が大きく影響している¹⁷⁾。

松原らは、疫学調査の結果から、食物が原因でアレルギー症状がみられたのは1歳児が約10万人、年齢とともに患者数は減少しているが0～6歳では約30～50万人と推測し、年齢の低い子どもにアレルギー症状の出現割合が高いことを示唆している。¹⁸⁾ 食物アレルギー発症予防としてアレルギーを引き起こす原因食品の除去または代替食品の利用があり、保育所等の給食においては保育者が該当する子どもへ適切に対応食(除去食や代替食)を提供することが求められている。

保育者にとって、給食の献立に含まれる食品を確認することは子どもの命を守る重要な職務であり、そのためには、ふだんの生活から食品表示・栄養成分表示の意義を理解し活用する習慣をもつことが重要である。

本研究の限界は、第一に、対象学生の居住スタイル(家族と同居または一人暮らし)および調理の頻度は質問していないため、調理頻度と栄養成分表示利用の関係を明らかにできなかったこと、第二に、対象者数および調査項目が少なく他の集団との比較が難しいこと、があげられる。しかし、生鮮食品より飲料や菓子類などの加工食品の購入頻度が高い女子学生の、食品表示・栄養成分表示の利用実態を明らかにすることができた。

私たちは生きるために食事等から栄養を摂り、よりよい食生活を営むために「安全」で「品質」の高い食品を選択することで「健康」を維持している。食品表示法の3つの目的を理解し、食品を選択する際、提供される情報を確認するための正しい知識を持つことは国民の義務である。2020(令和2)年4月、新たに「食品表示法」(消費者庁)が施行された。自らの健康と安全を守る手段として、食品表示に示されている重要かつ有益な情報や、表示やマークの意味を正しく理解し、購入時に実践的に活用するための学びが必要であることが示唆された。

V. まとめ

日本では高齢化が進み健康の維持・増進のため様々なサプリメントをはじめとする健康食品が販売されている。成人のみならず小児のメタボリックシンドロームの増加、若年女性の痩身傾向が懸念されている中で、食生活の改善が求められ健康への関心は高まっている。栄養摂取は朝食、昼食、夕食そして適切な間食が中心となるべきで、食事で不足する栄養素を補うために栄養補助食品がある。消費者に必要な情報が提供されることは消費者の権利であり、消費者にもわかりやすいように食品表示法が改正されたが、それを利用す

る消費者側の意識はまだ低い。保育者を目指す女子学生を対象に実施した本調査では、食品表示ラベルを確認する習慣のある学生は食品表示マークを知っており食や健康への意識が高い、購入時に食品ラベル（栄養成分表示）を確認または参考にする学生は多いが表示内容を理解していない、実態が明らかとなった。

自身の健康と、さらに子どもの健康を支える保育者として、食品表示に関する正しい知識を持つことは重要である。さらに、食品を選択し調理する生活習慣をもつことは、健康の維持・増進につながる重要な生活行動である。義務教育における家庭科分野の充実に警鐘を鳴らすとともに、保育者を目指す女子学生が自身の健康を守り、地域の子育て支援の場で活躍するため、食の安全に関する正しい知識を具体的に学ぶ必要性が示唆された。

文献

- 1) 川村和彦：食品の表示についての農林水産省の取り組み、日本家政学会誌、第 50 巻第 4 号、409-413 (1999)
- 2) 表示することとなった主な理由・経緯について、消費者庁食品表示課 (2011 年 12 月)
- 3) 宗林さおり：食品表示の現状と今度について、日本調理学会誌、第 45 巻第 6 号、447-451 (2012)
- 4) 現行の食品表示に関する法律、消費者庁 (2013 年 6 月)
- 5) 食品表示法の概要、消費者庁 (2013 年 6 月)
- 6) 田島眞：新しい食品表示 -食品表示法の施行に当たって-、日本家政学会誌、第 67 巻第 9 号、36-39 (2016)
- 7) 坂本元子、杉浦加奈子、香川芳子、他：栄養成分表示・栄養教育検討委員会報告書 栄養成分表示の認知度について、日本栄養・食糧学会誌、第 54 巻第 5 号、311-317 (2001)
- 8) 芝木美沙子、尾越美緒：大学生の食品表示に関する意識調査、北海道教育大学紀要 (教育科学編) 第 64 巻第 1 号、251-294 (2013)
- 9) 厚生労働省：リウマチ・アレルギー対策委員会報告書、平成 23 年 8 月 厚生科学審議会疾病対策部会 リウマチ・アレルギー対策委員会、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001nes4-att/2r9852000001newa.pdf> (閲覧日：2020.9.10)
- 10) 厚生労働省：平成 27 年国民健康・栄養調査報告、<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/dl/h27-houkoku.pdf> (閲覧日：2020.5.20)
- 11) 厚生労働省：平成 29 年国民健康・栄養調査報告、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyou/h29-houkoku.html (閲覧日：2020.5.20)
- 12) 橋本洋子、保育者養成課程における女子大生の栄養の知識と食事に関する研究、秋草学園短期大学紀要、第 33 号、281-294 (2016)

- 13) 清原昭子、食の安全と信頼の確保に関わる施策の展開と課題、フードシステム研究、第 22 巻第 1 号、19-24 (2015)
- 14) 渋谷樹、統一食品表示法制定の阻害要因に関する一考察、社会技術研究論文集、第 10 巻、24-33 (2013)
- 15) 矢野由紀、大学生の食品表示確認行動と食品表示に対する理解、認識、意識との関連、日本家庭科教育学会誌、第 61 巻第 4 号、225-235 (2019)
- 16) 平成 30 年度食品表示に関する消費者意向調査報告書、消費者庁 (2019 年 3 月)
- 17) 氏家清和、食品表示と消費者行動をめぐる実証的研究の動向、農業経済研究、第 88 巻第 2 号、156-171 (2016)
- 18) 松原優里、岡江竜介、大矢幸弘、他：日本における食物アレルギー患者数の推計：疫学調査の現状と課題、アレルギー、第 67 巻第 6 号、767-773 (2018)